

株式などをお売りになった方の

自宅で

所得税の申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから！



多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、

ご自宅で申告書を作成することができます！



STEP

1 ご自宅のパソコンから

「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

94%の方が役立つ
と回答

確定申告書等作成コーナーの

利用率

3人に2人が利用

STEP

2 申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン

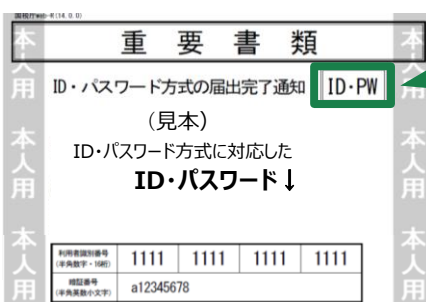


又は



(注)ICカードリーダーライターとして代用できる端末は、一部のAndroid端末のみ

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・過去に確定申告会場で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※作成した申告書を、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

■株式などをお売りになった方の確定申告について

株式などをお売りになって譲渡益がある場合は、原則として確定申告が必要ですが、特定口座のうち源泉徴収口座でお売りになった場合の譲渡益については、申告しないこと（申告不要）を選択することができます。

上場株式等の譲渡損失がある場合に、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受けるためには、譲渡損失の金額が生じた年分以後の年分において、連続して確定申告が必要です（上場株式等の売却がなかった年も、譲渡損失を翌年へ繰り越すための申告が必要です。）。

※ 非課税口座（NISA）及び未成年者口座（ジュニアNISA）でお売りになった場合の譲渡益については非課税、譲渡損失についてはなかったものとみなされますので、これらの譲渡益・損失については申告できません。

国税庁ホームページはこんなに便利！

画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 「所得税」を選択



③ 「株式等の譲渡所得等」を選択し入力を開始

収入金額・所得金額の入力			
分離課税の所得 (単位: 円)			
所得の種類	入力・訂正内容確認	入力数値	入力内容から計算した所得金額 (②から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		
株式等の譲渡所得等	入力する		
上場株式等に係る配当所得等	入力する		
先物取引に係る雑所得等	入力する		

- 操作が分からない場合は「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問は確定申告書等作成コーナー内の「[よくある質問](#)」に掲載しています。
- 「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー](#)」をご確認いただくか、[電話](#)でお問い合わせください。
お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナポータル連携を利用すれば、データが自動入力されます

特定口座年間取引報告書の取引内容を申告する場合に、マイナポータル連携を利用することで「マイナポータル」から申告に必要な情報を取得することができ、申告書作成時に申告する特定口座年間取引報告書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます

令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。



マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。また、マイナンバーカードでe-Taxにログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認することができます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請
はこちらから！



マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.11